

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月6日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第35号

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
(平成6年四日市市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 市は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成事業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合においては、<u>8円38銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成事業者からの請求に基づき、当該ビラ作成事業者</p>	<p>(ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 市は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成事業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合においては、<u>7円73銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成事業者からの請求に基づき、当該ビラ作成事業者</p>

に対し支払う。

(ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

(ポスターの作成に係る公費の支払)

第13条 市は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成事業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合は当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準

に対し支払う。

(ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

(ポスターの作成に係る公費の支払)

第13条 市は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成事業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合は当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準

用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成事業者からの請求に基づき、当該ポスター作成事業者に対し支払う。

用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成事業者からの請求に基づき、当該ポスター作成事業者に対し支払う。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される四日市市議会議員及び四日市市長の選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された四日市市議会議員及び四日市市長の選挙については、なお従前の例による。

(選挙管理委員会事務局)